

配電センター及び営業センターの設置について

標記について、以下のとおり組織を見直しますのでお知らせします。

1 見直し内容

平成28年4月の電力の小売全面自由化、ライセンス制導入を踏まえ、配電部門の更なる中立性の確保、及び小売競争環境の進展に対応する観点から、今年7月、お客さま本部を廃止し、配電本部及び営業本部を設置しました。

今回、現業機関も両本部に対応するように再編成し、本店と現業機関が一体となった業務運営体制を構築します。

(1) お客さまセンターを廃止し、配電センターと営業センターを設置

- ・ 現在のお客さまセンター（8箇所）を廃止し、現行お客さまセンターと同じ場所に配電センターと営業センターを設置（担当区域も現行と同じ※）

※営業センターの担当区域は、現行離島営業所（対馬・壱岐・熊毛・奄美）の担当区域を除く

(2) 配電センターに配電事業所を設置

- ・ 現行営業所と同じ場所（54箇所）に配電事業所を設置（担当区域も現行と同じ）

(3) 営業センターに営業所を設置

- ・ 現行営業所と同じ場所（ただし50箇所※）に営業所を設置（担当区域も現行と同じ）

※現行離島営業所の4箇所（対馬・壱岐・熊毛・奄美）を除く

2 実施時期

平成27年12月1日

<参考:組織図>

